

(別紙)

業 務 停 止 処 分

処分日：令和3年3月19日

業者名（代表者名） ・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
有限会社フレンド田 （牛久 今日子） 東京都知事（9）第15294号 平成31年3月15日	新宿区高田馬場3-2-1 大和ビル2階	取立て行為の規制違反（※）

- 1 業務停止期間
令和3年3月26日から同年7月23日まで（120日間）
- 2 停止対象業務
業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。）

【参考】

（※） 取立て行為の規制違反

貸金業法では、貸金業を営む者等は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、債務者の借入れに関する事実その他債務者及び保証人（以下「債務者等」という。）の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすることなど、人の私生活又は業務の平穩を害するような言動を禁じています。

しかし、当該貸金業者は、債務者等以外の者に対し、債務者の借入れに関する事実を明らかにしました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。
おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>